









<p>及び沿岸漁 場整備事業 (東部地区 沿岸海墾整 備事業をい う。以下空 港港湾の 項の一及び 二において 同じ。)に 係る土木工 事に限る。 以下空港港 湾の項の一 及び二に おいて同 じ。)及び 電気設備工 事(鳥取空 港の整備事 業に係るも のに限る。 以下空港港 湾の項の一 及び二に おいて同 じ。)に係 る知事の権 限に属する 事務</p>	<p>(2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの ロ 港湾・漁 港・海岸整 備事業及び 沿岸漁場整 備事業に係 るもの 2 土木工事及び電 気設備工事に係る 設計の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (1) 契約金額 の2割以上の 増減を伴うも の (2) (1)以外 のもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 国庫負担 金又は国庫 補助金の交 付の対象と なる工事で 設計の変更 について主 務大臣等の 承認を必要 とするもの に係るもの ロ 契約金額 の5割以上 の増を伴う もの(変更 後の請負対 象設計金額 が2億円以 上となる場 合に限る。) ハ イ及びロ 以外のもの (イ) 空港</p>			<p>鳥取空港管理 事務所長 鳥取港湾事務 所長 鳥取空港管理 事務所長</p>	<p>及び沿岸漁 場整備事業 (東部地区 沿岸海墾整 備事業をい う。以下空 港港湾の 項の一及び 二において 同じ。)に 係る土木工 事に限る。 以下空港港 湾の項の一 及び二に おいて同 じ。)及び 電気設備工 事(鳥取空 港の整備事 業に係るも のに限る。 以下空港港 湾の項の一 及び二に おいて同 じ。)に係 る知事の権 限に属する 事務</p>	<p>億円未満の工 事に係るもの (3) 工事費が 1億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの ロ 港湾・漁 港・海岸整 備事業及び 沿岸漁場整 備事業に係 るもの 2 土木工事及び電 気設備工事に係る 設計の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (1) 契約金額 の2割以上の 増減を伴うも の (2) (1)以外 のもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 1億円以上2 億円未満の工 事に係るもの イ 国庫負担 金又は国庫 補助金の交 付の対象と なる工事で 設計の変更 について主 務大臣等の 承認を必要 とするもの に係るもの ロ 契約金額 の5割以上 の増を伴う もの ハ イ及びロ 以外のもの (3) 工事費が 1億円未満の 工事に係るも の イ 国庫負担 金又は国庫 補助金の交 付の対象と なる工事で 設計の変更 について主 務大臣等の 承認を必要 とするもの に係るもの ロ 契約金額 の5割以上 の増を伴う もの(変更 後の請負対 象設計金額 が1億円以 上となる場 合に限る。) ハ イ及びロ 以外のもの (イ) 空港</p>			<p>鳥取空港管理 事務所長 鳥取港湾事務 所長 鳥取空港管理 事務所長</p>
--	---	--	--	--	--	---	--	--	--











<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>										
8 略										
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>										
10 略										
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p>										

<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>										
8 略										
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>										
10 略										
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p>										









<p>33 同規則第6条第4項の規定による請負代金の部分払い</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>
<p>34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>
<p>35 同規則第9条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>— 鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>— 鳥取港湾事務所 所長</p>								
<p>36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>
<p>33 同規則第6条第4項の規定による請負代金の部分払い</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>
<p>34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>
<p>35 同規則第9条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>						<p>— 鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>— 鳥取港湾事務所 所長</p>								
<p>36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備</p>						<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>								<p>鳥取空港管理事務所 所長</p> <p>鳥取港湾事務所 所長</p>



























(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までの間に起工決定をされた工事に係る事務の決裁については、第1条の規定による改正後の鳥取県事務処理権限規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(適用区分)

3 新規則別表第2 景観まちづくり課の項の一の号の10から20まで及び二の号の3から8までに規定する事務処理権限は、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項に掲げる行為のうち、平成19年10月1日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。